

明日へのネットワーク

2018年（平成30年）新年号（74号）



A S N E T  
Communications



## 法人化一年 順調です！！

法人になってから丸1年経過しました。いろいろあった一年でしたが、順調に予定以上の成果を挙げることが出来ました。これも、ひとえに皆様方のご支援があったこそと感謝しております。さらに、次の一年もなお一層頑張りますので、よろしくお祈りいたします。

法人化で何が変わったのかを皆様にお知らせします。

### 1. お客様に対する対応が変わりました。

事務所の雰囲気が良くなり、個々の人員が積極的に活動するようになりました。また、各人の責任感も増しました。

また、事案に取り組む体制も良くなり、事前に調査や下調べを以前よりしつかりするようになりました。

その結果、お客様への対応が「スムーズ」になりました。

### 2 未来志向になりました。

法人では、事業計画をしっかりと立て、事業報告もきちんと行います。

その結果、集中する分野が明確となり、お客様に対するサービスの内容も以前より「充実」しました。

### 3 対外的な活動を重視するようになりました。

法人としての活動が始まり、法人が前面に出ることが多くなりました。

その結果、法人の姿をお客様に「アピール」する機会が多くなりました。

予想外のこともたくさんありました。良い面でも悪い面でも両方で発生しました。しかし、今後につながるしっかりした活動のため、ほぼ改善できました。

事務所の方針である「依頼者の立場に立ち、信頼を得る」ため、さらに努力していく所存です。今後とも、よろしくお祈りいたします。

平成30年1月

司法書士法人アスネット 代表社員 司法書士 寺町敏美

## 相続が起こったら…。 ～相続に関する手続の流れと期限～



死亡届の提出 死体火・埋葬許可申請（死亡後7日以内）【役所】

通夜・葬儀

健康保険、介護保険、年金の手続

年金受給停止の手続（14日以内）【年金事務所等】

介護保険資格喪失届（14日以内）【役所】

健康保険加入者の埋葬料請求（2年以内）【各健康保険組合】

国民健康保険加入者の葬祭費請求（2年以内）【役所】

高額医療費の申請（2年以内）【役所等】

国民年金の遺族基礎年金請求（5年以内）【役所等】

生命保険金の請求・受取【各保険会社】受取人からの請求

遺言書の確認

自筆証書遺言があった場合、家庭裁判所へ遺言書の検認の申立

公正証書遺言があった場合、検認は不要

相続人調査のための戸籍収集【本籍のある役所】

被相続人の出生から死亡までの連続した除籍・改正原戸籍

相続人の現在戸籍

相続財産の調査

自宅・郵便物・ネット取引の調査

名寄帳の確認【役所】

金融機関（貸金庫）・証券会社への連絡、死亡時の残高証明の取得

限定承認、相続放棄（3ヶ月以内）【家庭裁判所】

遺産分割協議の開始

所得税の順確定申告（4ヶ月以内）【税務署】

遺産分割協議書の作成、相続人全員の押印（実印・印鑑証明書）

各相続手続

不動産【登記所】

自動車【陸運局】

預貯金【金融機関】

株式【証券会社】

各種公共料金

電話・携帯電話

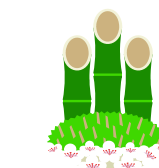
クレジットカード

遺言書がある場合、遺言書を使って手続

さらに遺言執行者がいる場合。遺言執行者単独で手続が可能

遺産分割協議書を使う場合、提出先によっては各書式に相続人全員の押印が必要

相続税申告と納付手続（10ヶ月以内）【税務署】



## Pick Up 相続財産調査について

どのような相続財産があるかを調べるのが相続の手続における第一歩です。

被相続人から生前にどこに何があるかを聞いていた場合は、その資料等を探すことは簡単かもしれませんが、そうでない場合はその資料等を自力で探さないとはいけません。

自宅では金庫等に預貯金の通帳、定期預金証書や不動産の権利書等が保管されていないか確認します。また郵便物に、固定資産税の納付書や証券会社からの取引報告書、クレジットカードの利用明細等があるか確認します。預金通帳やクレジットカードの取引明細で、引落になっているものを確認して、借金の有無を推測することができます。最近ではネットでの取引をしている方も多いので、パソコンのメールを確認することも必要です。

名古屋市では発行していませんが、不動産の調査を行うには役所で名寄帳を取得すると便利です。名寄帳は、各市町村における固定資産税管理のための台帳で、相続人がその市町村で所有している不動産を一覧で確認することができます。発行が可能か役所に確認して取得します。

預貯金等が判明したら、各金融機関に相続人の死亡日時点での残高が分かる残高証明書を発行してもらいます。また通帳が見つからず、相続前後の預貯金の預入や引出等の取引が知りたい場合には、取引履歴の請求をすることができます。金融機関に貸金庫があることが判明した場合には、貸金庫の中も確認しなければいけません。ただし、金融機関に相続の連絡をすると貸金庫も相続手続をしなければ開けることができなくなりますので、注意が必要です。

## Pick Up 不動産の相続登記をしないとどうなるの？

不動産の相続登記には期限はありません。

ただし、相続登記をしないと様々な不都合が起こってしまいますので、期限は無いにせよ早めに相続登記をしたほうが良いということになります。

他の相続人が勝手に法定相続分で共有登記をする可能性があります。遺産分割協議を終えるまでは不動産は共有状態になりますが、このときに他の相続人が、遺産分割協議が未了の前提で共有名義の法定相続分の登記申請をしてしまった場合、法定相続分の相続登記は相続人のうち一人から申請することができるので、相続人全員が関与することなく法務局で受け付けられてしまいます。この場合、登記申請に関与しない相続人には、登記識別情報（権利書）が発行されないため、その後登記手続をする際には、本人確認情報の作成等余計な手間や費用がかかってしまいます。

また再度の相続が発生した場合には、相続人が増えていってしまいます。例えば、祖父の相続登記が未了で、相続人であった父も亡くなって、孫の自分名義にしたいといった場合、自分の母や兄弟のみならず、父の兄弟やその子供らの協力が必要です。いとこ同士では関わりが薄いといった話はよく聞きますし、自分の世代で解決できずにさらに次の世代にこのような問題は遺したくないですね。

遺産分割協議によって不動産を相続した場合でも、相続した不動産を活用する予定がないときには、早めに売却したいと考えることがあります。この場合、相続登記をするのは面倒ですし、費用もかかるので、わざわざ相続登記をしたくないと考えることがあります。相続が起こってその後売却が行われたのであれば、きちんと相続登記をしてから、相続人から売却したという登記をする必要があります。良い条件で買い取ってくれる買主を見つけるためにも早めに相続登記をしておきましょう。

## 『無料相談会』開催のお知らせ

当法人にて休日無料相談会を下記のとおり開催します。  
事前予約制のため、希望される方は、当方へ電話又はメールにてご予約ください。  
また、お知り合いの方で相談会参加ご希望の方がおられましたら、お気軽にご連絡下さい。

開催日：平成30年 1月27日（土曜日）

場 所：司法書士法人アスネット 事務所

時 間：各回最大50分

① 午前10時～ ② 午前11時～ ③ 午後1時～

④ 午後2時～ ⑤ 午後3時～ ⑥ 午後4時～

◇司法書士

相続に関する法律問題、遺言、成年後見、不動産登記全般 など



## LLPゼフィアスの紹介

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、一級建築士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士等、土地建物に関するプロフェッショナル計9資格で構成。

「土業のネットワーク」を足がかりにワンストップサービスの実現に向けて、全員一丸となって邁進しています。参加方法は、LLPゼフィアスホームページ <http://www.e-zephyrus.com> をご覧ください。お待ちしております。



## ☆『おひとり様・おふたり様の安心ライフプラン』懇話会開催 ☆

1月6日(土)午前9:15～11:15 名古屋市千種区本山の「SAKURA CAFE」にて。詳細については司法書士法人アスネットまでお問い合わせください。

今回のテーマ：「信託」

懇話会；一方的なセミナーではなく参加者からも自由に質問しそれに答える形で行います。

発行者 〒464-0821 名古屋市千種区末盛通五丁目13番地 本山駅すぐ上

## 司法書士法人アスネット

司法書士 寺町敏美（代表特定社員）

司法書士 山田桂（特定社員）

司法書士 土田梨菜（社員）

TEL 052-762-5064 FAX 052-762-5079

E-mail [tsm-tera@gol.com](mailto:tsm-tera@gol.com)

ホームページ <http://www.asnet-gr.com>